

090205

介護事業適正化の内容固まる 20 事業所以上の事業者に法令遵守マニュアル整備の義務
 コムスン事件を受けた 介護事業者に対する不正事案の再発防止と事業適正化を目的とした介護保険法および
 老人福祉法の改正(2008 年 5 月 21 日)にともなう 介護保険法施行規則等の一部改正の内容が明らかになりました。
 主な内容は以下の通りです。施行は パブリックコメント募集を経て 本年 5 月 1 日が予定されています。

(1)業務管理体制の整備

業務管理体制の整備の基準

事業者の義務		業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務執行の状況の監査の実施
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備
基準	指定・許可の事業所・施設数が1～19の事業者	指定・許可の事業所・施設数が20～99の事業者	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

*ただし事業所・施設数には みなし事業所等であって 健康保険法の指定があったとき介護保険法の指定があったものとみなされている事業所)を含まないこととする。

業務管理体制の整備に関する事項の届出

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が 20 以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が 100 以上の事業者

* 業務管理体制の最初の届出は 施行後半年以内に行う。

(2)事業者の指定等に係る欠格事由の見直し

指定等に係る欠格事由「申請者が、指定等の取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき」のうち 指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの

厚生労働大臣等が法第 115 条の 33 第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し 当該指定等の取消しの処分の理由となった事実 当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果 当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定

指定等に係る欠格事由「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して5年を経過していないとき」の「申請者と密接な関係を有する者」

申請者の親会社等・申請者の親会社等の子会社等・申請者の子会社等のうち 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与 または申請者もしくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している法人と規定

当該欠格事由「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して5年を経過していないとき」のうち 指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの

厚生労働大臣等が法第 115 条の 33 第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し 当該指定等の取消しの処分の理由となった事実 当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果 当該事業者が当該指定等の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合と規定

* 1 申請者の親会社等

申請者の親会社等	申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の親会社等の子会社等	申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の子会社等	申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

* 1 - 2 事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

申請者(株式会社である場合に限る。)	議決権の過半数を所有している者
申請者(持分会社である場合に限る。)	資本金の過半数を出資している者(定款に別段の定めをすることにより、当該者が当該申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与えることができる場合に限る。)

廃止又は休止に係る届出の見直し

指定事業者等が当該事業を廃止・休止しようとするときは その廃止・休止の日の1月前までに「廃止・休止しようとする年月日」「廃止・休止しようとする理由」「現にサービスを受けている者に対する措置」 休止しようとする場合は「休止の予定期間」を当該事業者等の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならない(既に1月前の届出が義務付けられている地域密着型介護老人福祉施設・介護老人福祉施設・介護療養型医療施設は除く)。